

公 告

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、本山町契約規則（平成 21 年規則第 12 号）第 5 条により公告します。

令和 7 年 4 月 2 8 日

本山町長 澤田 和廣

記

第 1 号 入札に付する事項

1 事業名	令和 6 年度(繰越) トイレトレーラー導入整備事業
2 事業場所	高知県 長岡郡 本山町 地内
3 事業概要	トイレトレーラー(牽引式) 2 台 の納入
4 納入期限	277 日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事前審査方式 入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できる事前審査とする。
7 落札方式	最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
8 入札手続き	紙媒体で入札書を入札箱に投かんする方法による。

第2号 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当しない者。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く)であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けた者を除く)であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団もしくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。

第3号 入札日程等に関する事項

1 入札参加資格申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和7年5月12日(月)まで(閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで)。
	提出方法	持参又は郵送すること。
	掲載場所	本山町役場ホームページに掲載する。 公告及び申請書様式 http://www.town.motoyama.kochi.jp/
2 入札参加資格確認の通知		令和7年5月14日(水)までに通知する。
3 仕様書等の閲覧方法		本山町役場ホームページに掲載する。 http://www.town.motoyama.kochi.jp/
4 仕様書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあてに送付すること。 bousai@town.motoyama.lg.jp
	提出期限	令和7年5月16日(金)午後3時
	回答期限	令和7年5月19日(月)
5 開札予定	入札方法	紙入札で実施する。
	日時	令和7年5月23日(金) 午後3時から
	場所	本山町役場3階 議会議場

第4号 提出書類一式

1. 一般競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)
2. 営業概要書(第2号様式)
3. 同等物品の導入実績(第3号様式)及び挙証資料
4. 委任状(必要な場合のみ提出)(第4号様式)
5. 登記事項証明書又は登記簿謄本※
(履歴事項全証明書又は現在事項全部証明書)
※申請日の前3ヶ月以内に交付されたものであること。※写し、両面印刷可
6. 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書(写)
※支社・支店・営業所等に委任する場合は委任先所在地の都道府県税及び市町村税の納税証明書(写)も必要
7. 財務諸表(直前1事業年度分)
8. 個人住民税特別徴収実施申告(契約)書
9. 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

第5号 入札参加の方法等

この業務の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに第4号で指定する資料一式を提出しなければならない。

- 1 申請書等様式の取得について
本山町ホームページからのダウンロードによる。
＜アドレス＞(大文字・小文字は区分されるので留意すること。以下同じ。)
本山町ホームページ <http://www.town.motoyama.kochi.jp/>
- 2 作成様式等
ダウンロードした様式により作成すること。
- 3 参加しようとする者に求める書類
(1) 書類作成における共通注意事項
ア A4サイズ of 用紙に複写又は印刷したものを提出すること。
イ 第3号様式に挙証資料については、自由形式とする。

第6号 提出方法

- (1) 第3号で定める提出期間に、本山町ホームページからダウンロードした様式に必要な事項を入力し、プリントアウトして提出すること。また、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)は押印する。
なお、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)その他必要書類の提出がない者は、入札に参加することができない。
- (2) 申請書等を提出する際は、電話等で入札担当課に伝え了承を得ること。別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵送により、申請書等提出期間の最終日の午後5時

までに提出すること。また、郵送の場合は、必ず書留郵便とする。

- ア 提出は、期限までに必着するものとし、郵便事情による場合も含めて期限後に到達したものは受理しないので、留意する。
- イ 提出にあたっては、申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、業務名、業務番号及び開札予定日を明記し、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きする。(申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。)

(3) 提出先・期限

提出先・期限については、第3号に定めるものとする。

第7号 入札参加資格確認の通知

- (1) 申請書等により入札参加資格の有無を確認し、一般競争入札参加資格確認通知書を添付した電子メールにより通知する。
- (2) 入札参加資格について「入札参加資格無し」とされた者は、通知を受けた日の翌日から起算して閉庁日を除く2日以内に、書面でその理由を求めることができる。
- (3) 入札担当課は、当該書面を受理した日の翌日から起算して閉庁日を除く2日以内に、書面により回答する。

第8号 仕様書等の閲覧について

1 仕様書等の閲覧等

仕様書等の閲覧は、公告の日から当該業務の入札の前日までの間、本山町役場ホームページにおいて閲覧することができる。

2 質疑応答

- (1) 質疑書はWordファイルで作成し、指定メールアドレスあて送付すること。
定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法(FAX又は電話等)による質疑には、回答しない。
- (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札担当課に伝えること。
- (3) 質疑に対する回答は、質疑を行った者及び入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。
- (4) 質疑書提出期限・回答期限
第3号 入札日程等に関する事項で定める。

第9号 入札方法

- 1 入札は、個別事項で定める日時、場所により、紙入札で入札箱に投かんする方法で行う。
本山町契約規則第18条第1項に基づき郵送入札により入札を希望する場合は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 入札書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に入札件名を記載すること
 - (2) 前号により封かんした封筒を更に封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に「入札書在中」及び「親展」の文言を記載し書留として入札日までに必着させること

- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。落札決定に当たっては、入札記載金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とする。

第10号 無効の入札

物品購入等一般競争入札心得第9条に定めた事項に該当した入札は、無効とする。

第11号 失格の入札

物品購入等一般競争入札心得第10条に定めた事項に該当した入札者は、失格とする。

第12号 入札参加資格の喪失

次の(1)及び(2)に掲げる者のいずれかに該当した者は、この入札に参加できない。
既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

- (1) 公告の日以後落札決定前の中に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。
- (2) 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第13号 落札決定の方法

開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

第14号 入札保証

免除する。

第15号 契約保証

免除する。

第16号 支払い条件

納品後の支払いとする。但し、本山町契約規則第54条に基づき、契約後、部分払いを希望する場合は、本山町と協議する事が出来るものとする。

第17号 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、物品購入等一般競争入札心得及び本山町契約規則(平成21年5月1日規則第12号)及びこの公告に定める事項を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が不在の場合又は入札辞退等により入札参加者がなくなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者のときは、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。

- 3 この入札において一度提出された入札書は、差し替えや訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び書類は返却しない。また、提出期限後の差し替えや訂正等は認めない。
- 5 申請書等及び書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 6 申請書等及び書類は、入札参加資格の確認以外の目的では、使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 入札参加者への入札参加資格があること又はないことの通知は、電子メールにより送信又は郵送で通知する。確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 8 申請書等及び書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
(1) 本山町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
- 10 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

第18号 入札担当課（問い合わせ先）

〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山 636 番地
本山町役場 総務課
電話 0887-76-2223
FAX 0887-76-3593
E-mail bousai@town.motoyama.lg.jp